



令和元年7月 相談件数

800件



(前月比: Δ186件)

(前年同月比: +137件)

掲載内容

- 高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン
- 架空請求はがきに関する相談が増えています!
- 高齢者の皆さまの相談窓口
千葉市あんしんケアセンター
- くらしの巡回講座に新しいテーマが加わりました!
- 消費者被害注意報

関東甲信越ブロック

高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン を実施します

千葉市消費生活センターでは、関東甲信越地区の都県、政令市などと共同で、「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」を9月に実施します。悪質商法や詐欺の手口と対処法を知り、被害にあわないようにしましょう。また、ご家族など身の回りの人が被害にあわないように、見守り活動や声掛けをしましょう。

悪質商法被害防止講演会

消費生活相談員・警察署員による講演会を開催します。当事者やご家族はもちろん、高齢者・障害者等の見守り活動に携わっている方は、活動に役立てるためにもぜひご参加ください。生活に役立つ「くらしの豆知識(2019年版)」や啓発グッズのプレゼントもあります。

日程	場所		時間	定員
9月20日(金)	稲浜公民館 2階研修室	美浜区稲毛海岸3-4-1	14:00~16:00 (13:30開場)	50人
9月26日(木)	誉田公民館 1階会議室	緑区誉田町1-789-49		35人
9月30日(月)	千城台公民館 1階セミナー室	若葉区千城台西2-1-1		30人

※事前の申込みは不要です。当日は直接ご来場ください。

お住まいの区に関わらず、どの会場でもご参加いただけます。



高齢者トラブル110番

商品・サービスの契約トラブルのご相談

消費生活相談員がお話を伺います。

日時: 9月17日(火)・18日(水) 9:00~16:30

相談専用電話: 043-207-3000

来所での相談もできます。(中央区弁天1-25-1 暮らしのプラザ2F)

お気軽に
ご相談
ください!



「架空請求はがき」に関する相談が増えています！

平成30年度に千葉市消費生活センターに寄せられた相談件数は、**8,181件**で、前年度に比べて**1,391件**増加しました。

契約当事者の年齢によって比較すると、70歳代が1,599件と最も多く、60歳代、50歳代と続いています。

また、相談件数の上位には、**架空請求**に関する相談が多く寄せられています。

特に、「訴訟最終告知という内容のはがきが届いたが、心当たりがない」など、架空請求はがきに関する相談が急増しています。これは、何らかの名簿を入手した悪質事業者が、根拠のない請求はがきを大量に送ったものと思われます。「連絡しないと給与等を差し押さえる。」などと伝え消費者の不安をあおったり、法務省等の公的機関や実在の事業者名をかたって消費者を誤認させたりと、さまざまな方法で消費者にお金を支払わせようとします。

こういった架空請求に対しては、心当たりがなければ連絡はしないようにしましょう。判断がつかなかったり、不安になった場合には、消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000



高齢者の皆さまのため
こんな相談窓口もあります

“千葉市あんしんケアセンター”

千葉市あんしんケアセンターは、市内30か所に設置されていて、

- ・介護に関する悩みや相談への対応
- ・成年後見制度の紹介や内容の説明
- ・警察や消費生活センターと協力した消費者被害の相談

などを行っています。

お住まいの町ごとに担当のセンターが分かれていますので、担当となる、あんしんケアセンターの連絡先をお知りになりたい場合は、千葉市地域包括ケア推進課ホームページ または 千葉市役所コールセンター（電話043-245-4894）で、ご確認ください。



架空請求はがきの例

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。管理番号（わ）267 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押せを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問い合わせください。書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和 年 月 日

法務省管轄支局 民事訴訟告知管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-■■■■-■■■■
受付時間 9:00~20:00（日、祝日除く）



地域包括ケア推進課の
ホームページはこちらから↓



くらしの巡回講座に

新しいテーマが加わりました！

消費生活に必要な知識を学んでいただく「くらしの巡回講座」に新しいテーマが増えました。介護教室のほか、親子向けの講座もあります

市内に在住・在勤・在学のおおむね15人以上のグループ・団体で、開催希望日の2か月前までにお申し込みください。

※申込方法や、詳しい内容については、電話・FAXでお問い合わせください。

電話:043-207-3602 FAX:043-207-3111

ホームページもご覧ください。

ぜひご利用
ください！



新しく追加されたテーマはこちら

○転ばぬ先の“介護教室”

講師協力：パナソニック(株)

【親子で学べる講座 小学4～6年生対象・保護者同伴】

○親子で学ぶ「地球環境と省エネ」～上手な電気の使い方～

○＜親子で確認！防災講座＞～いざという時の安全に備えましょう～

○「“お家の安全”について」～知らなきゃあぶないお家の中の常識

○楽しく学べるおかたづけ教室～考える力を身に付ける～

毎回好評いた
だいています

既存テーマも引き続きご利用いただけます

【消費者トラブルの防止】

○小・中学生向け講座「みんなで目指そう カシコイ消費者」

○シニア向け講座 「悪質商法の手口と対処法」

○知っておきたい！製品事故に関する豆知識 など6種類

【くらしに役立つ消費生活情報】

講師協力：パナソニック(株)

○省エネ・節電！上手な電気の使い方

○知って納得！住まいのあかりのお話～人と地球にやさしい～

○新しいあかり！LEDで快適エコ生活

○先ず、捨てることから始めよう！収納の工夫術

○失敗しないリフォームのために～賢いリフォームのポイント～

○住まいの安全対策～意外と多い家の中の危険～

○見直しませんか！住まいの防犯対策～あなたの家は大丈夫？～

○我が家の防災対策～地震・風水害（台風）・雷・火災～

新入社員研修にも
ご利用ください



講座の様子



消費者被害注意報 No. 84

突然心当たりがない商品が届いた!対処法は?



事例1 知らない事業者から私宛てに商品が届いたが、私が不在にしていたため、妻が受け取った。後で中身を確認してみたら、全く心当たりがないものとわかった。受け取ってしまった商品は、どうすればよいか。また、請求書も同梱されていたが、代金を支払う必要はあるか。

事例2 注文した覚えのないペットフードが代引きで届いた。ペットを飼っていないので注文するはずがなく、また知らない事業者が発送元であり不審に感じたが、普段から通信販売での買い物で代引きを利用していることから、配送業者に代金を支払い、商品を受け取ってしまった。中に「返品不可」と書かれた手紙も入っていたが、返品できないか。



《相談員のアドバイス》

- 家族宛ての商品が届き、受け取るべきか否かその場で判断できないときは、配送業者に事情を伝え、一旦持ち帰ってもらうようにするとともに、なるべく送り状に記された情報を控えておくようにしましょう。
- 心当たりがない商品が届き受け取ってしまった場合、請求書が同梱されていたとしても支払いをせず、早急に事業者（販売元や発送元）に連絡し商品の引取りを依頼しましょう。なお、商品は使用せず、一定期間保管しておきましょう。
※消費者が事業者に対して商品の引取りを依頼した場合、事業者がその日から起算して7日間が経過するまでに商品を引取りに来なければ、消費者は商品を自由に処分することができるようになります。
- 代引きで商品を受け取ってしまった場合も、早急に事業者に連絡し、事情を伝え返品や返金の交渉を行いましょう。
※代引き(代金引換)とは、インターネット通販などで購入した商品が届いた際に代金を配送業者に支払い、引換えに商品を受け取るサービスのことで、便利ですが、利用に伴うトラブルも発生しています。
- 交渉の結果、トラブルになってしまった場合は、早めに消費生活センターにご相談ください。

消費者トラブル防止のために



- 突然宅配便などで商品が届いたとしても、消費者が購入の申込みや承諾をしなければ、契約は成立しません。心当たりがなければ、受取りや支払いをしないようにしましょう。
- 通信販売等のサービスを利用するに当たっては、代引き等の支払方法も含め、「家族が注文したかどうか不明な荷物は一切受け取らない。」などのルールを日頃から決めておくようにしましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ!

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く